

平成27年北秋田市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 平成27年9月10日(木) 午後2時00分から午後3時20分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員(33名)

1番 三浦 剛	2番 長崎 成人	3番 近藤 利紀
4番 金 俊英	5番 長岐 正	6番 三沢 博隆
7番 土濃塚 謙一郎	8番 佐藤 篤史	9番 杉 洵 渉
10番 佐藤 利子	11番 藤島 孝雄	12番 簾内 豊
13番 戸沢 敦男	14番 松橋 利彦	15番 湊 広
16番 佐藤 茂延	17番 金田 悦子	18番 加藤 隆悦
19番 小野 安則	21番 畠山 正敏	23番 太田 兵一
24番 柴田 隆一	25番 柴田 英一	26番 佐藤 稔
27番 佐藤 哲也	29番 若松 一幸	30番 松浦 義春
33番 伊東 誠子	34番 藤岡 茂憲	35番 檜岡 悦子
36番 嘉成 久雄	37番 三沢 定幸	38番 後藤 久美

4. 欠席委員(5名)

20番 宮腰 文義	22番 木村 正彦	28番 米澤 一
31番 布田 久人	32番 齊藤 富美雄	

5. 欠員(0名)

6. 議事日程

第1 報告第1号	会務報告
第2 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第3 議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請について
第4 議案第37号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第5 議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第6 議案第39号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

事務局長 長岐 正美	副主幹 佐藤 修	主査 鈴木 潤
------------	----------	---------

8. 議事録署名委員

33番 伊東 誠子

34番 藤岡 茂憲

9. 会議の概要

事務局	ご苦労様です。只今より平成27年北秋田市農業委員会第10回総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。
会 長	会長あいさつ (省略)
会 長	9月の定例総会を開催したいと思います。出席状況から報告いたします。委員38名中、欠席届が出されておりますのが、20番宮腰文義委員、22番木村正彦委員、28番米澤一委員、31番布田久人委員、32番齊藤富美雄委員の5名です。38名中33名が出席しており、定足数に達しておりますので総会成立となります。それでは第10回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
会 長	議事録署名者の指名であります。当職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
会 長	異議なしと認め当職より指名をいたします。33番伊東誠子委員、34番藤岡茂憲委員のご両名をお願いをいたします。それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事務局	「報告第1号会務報告」議案書により説明。 (詳細省略)
会 長	会務報告でありますので、ご了承頂きたいと思います。次に「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題として事務局の説明を求めます。
事務局	「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」議案書に

より説明。

(詳細省略)

会 長 ありがとうございます。報告第2号につきまして、皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

1 2 番 1 2 番簾内です。契約見直しのためとありますが、内容を教えていただきたいです。

事務局 今現在、米8俵で契約しておりますが、昨年の米価下落により継続が困難な状況のため、いったん解約し改めて経営基盤強化促進法により5俵で契約することとなっております。

会 長 続きまして「議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について」議案書により説明。

(詳細省略)

会 長 議案第36号について事務局の説明が終わりました。現地調査していただいた委員さんからも説明をお願いします。受付番号2番・3番について議席番号24番柴田隆一委員さんからお願いいたします。

2 4 番 24番柴田です。調査日は、8月26日水曜日午前9時00分より調査委員は議席番号20番宮腰文義委員・21番畠山正敏委員・22番木村正彦委員・23番太田兵一委員と私の5人です。事務局からは長岐局長・佐藤副主幹・鈴木主査の計8人で現地調査してまいりました。現地調査の場所は旧阿仁町の荒瀬地区になります。はじめに受付番号2番について説明いたします。位置図は8ページから10ページになります。申請地は105号線の阿仁町のトンネルを過ぎて左に曲がり菖蒲園の近くであります。土地の所有者はMAさんの叔母になります。MTさんが青森に引越したため住宅と自家用野菜を耕作していた農地を譲り受けることとなっております。周りは杉等で囲まれておりましたがすべて管理され境界等もしっかりしており問題ないと見てきました。つづきまして受付番号3番について説明いたします。位置図は

11ページから13ページになります。105号線沿いの荒瀬集落の端になります。M農機さんより先の左側高台で借主の住宅前の畑になります。農地はきれいに草刈をして管理されておりました。ここも境界等しっかりしており問題ないと見てきました。皆さんのご審議お願いいたします。

会 長 ありがとうございます。議案第36号について事務局及び現地調査していただいた委員さんからも説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

12番 12番簾内です。この議案は阿仁地区の一反歩・10a要件を満たすために借りたのですか。

事務局 説明いたします。受付番号3番ですが、MAさんの自宅前で昨年からの使用貸借の3条での届けをしないまま借り耕作しておりましたが、今回受付番号2番を購入するにあたって「他に耕作しているところありませんか。ここの面積だけでは購入できません」と話したところ去年から住宅前の畑を借りて耕作しているとのことでありましたので、ここも使用貸借の申請をして借りてください。それによって今回の有償に関しても一反歩要件をクリアできるので買うことができますと説明してこのようになっております。

12番 はい。分かりました。

会 長 その他ございませんか。ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。「議案第36号」について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。続きまして「議案第37号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第37号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。
(詳細省略)

会 長 議案第37号について事務局の説明が終わりました。現地調査していただいた委員さんからも説明をお願いします。受付番号1番について議席番号21番畠山正敏委員さんからお願いいたします。

21番 21番畠山です。報告いたします。調査員・調査日については、先程の報告と同じでありますので省略いたします。位置図ですが15ページから18ページをご覧ください。この場所は市役所前の道路を北鷹高校に向かい保健センター方向に右折して100mくらいの場所でありました。現在は住宅が建っておりますが昭和36年頃に建築されたとの事でありました。17ページにあるように一部農地に建物が建っておりますが、ここは昭和43年頃に増築で建て増しをしたところが農地に建っております。建物を全部解体しさら地にして新築したいとの事でありました。ここについては追認ということになりますが周りに与える影響も無いと見てきました。ご審議よろしくお願いたします。

会 長 ありがとうございます。事務局・現地調査していただいた委員さんからも説明が終わりました。議案第37号について、これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。「議案第37号」について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。続いて「議案第38号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第38号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見につい

て」議案書により説明。

(詳細省略)

なお、農地区分については、受付番号1番から3番まで第3種農地、受付番号4番については第2種農地と考えます。

会 長 議案第38号について事務局の説明が終わりました。現地調査していただいた委員さんからも説明をお願いします。受付番号1番から3番については議席番号21番畠山正敏委員さんから受付番号4番については議席番号23番太田兵一委員さんをお願いいたします。

21番 21番畠山です。説明いたします。調査日・調査員は省略させていただきます。位置図21ページから25ページを見てください。この場所は鷹巣体育館の向かいです。鷹巣・川井堂川線をまたいだ向かいであります。DYの建築の為であります。この場所は数年前から作付けされていませんでした。周りに与える影響も無く、土地改良区等とも協議済みで用排水に関しても問題ないと聞いております。盛土の関係であります。隣接農地の草刈が大変困難と考え防草シートを貼り付けご迷惑をかけないように行なうとの事でありました。境界等もしっかりしており問題ないと見てきました。ご審議よろしくをお願いいたします。

会 長 つづきまして、議席番号23番太田兵一委員さんをお願いいたします。

23番 23番太田です。調査日・調査員は省略させていただきます。位置図26ページから31ページを見てください。地目は畑であります。S JさんからSKさんに使用貸借であります。親子間になります。一般住宅を建築することです。場所ですが27ページを見てください。国道7号線から坊沢に入りまして、中間にあります津谷内科医院の向かいになります。現在、36番地に長く住宅がたっておりますが、新築は36番・37番・39番にまたがって建築なる予定です。図面の黒枠39番が畑となっており今回の申請地です。ここは裏に行く通路と雪捨て場として使用する予定です。斜線部分がパイプハウスでトラクター置き場になります。前の建っている既存の物置はそのまま使用するとの事です。隣接の境界等についてはコンクリートで囲っており問題ないと見てきました。ご審議よろしくお願いいします。

ありがとうございました。議案第38号について、それぞれ説明していただきました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第38号」について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。続いて「議案第39号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第39号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」議案書により説明。

(詳細省略)

なお、ただいま説明した計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 ありがとうございます。「議案第39号」につきまして、事務局から説明が終わりましたが、これから質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。ご質問ご意見等何かございませんか。

16番 16番佐藤です。利用権設定の受付番号1番についてですが、土地改良区の賦課金はどちらに入っているのか。賃借期間が1年4ヶ月ですが、今年と来年だと思いますが、そのつど賃借料を変えて行くということですか。

事務局 はい、お答えいたします。利用権の場合に契約書の共通事項の中で賦課金等に関しては双方別途協議することになっております。どちらが支払いするかは事務局では関知しておりません。二点目の1年4ヶ月の契約についてですが、今回解約にもあがっている案件で米価の下落により契約の見直しをしたいとの事で慎重に期間を短くしております。1年4ヶ月というのは次回更

新の時期に今申請なるのは変でないのかと事務局でも思いますので、一作とったあとにするべきではないかと説明し納得していただいた期間となっております。以上です。

会 長 よろしいですか。その他、皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。ご質問ご意見等何かございませんか。

(なしの声)

事務局 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第39号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。以上をもって、提出議案はすべて終了しました。これをもって「平成27年第10回北秋田市農業委員会総会」を終了いたします。